

吉川社会保険労務士事務所

〒273-0115 千葉県鎌ヶ谷市東道野辺4-14-53

Tel:047-445-1139 / Mobile:090-6114-0284 / Fax:047-445-1139 / E-mail:toru41453@yahoo.co.jp / URL:http://yoshikawa-sharoshi.com



事業パートナーとして、貴社の経営サポートをさせていただきます。

私どもは貴社の事業パートナーとして、専門家の知識を活用し、事業主の視点で解決案を提案いたします。従業員とのトラブル回避、利益の生み出せる労務管理など、迅速でフットワークの良さならお任せください。労務監査からリスク管理まで会社が気づかなかった問題点を見つけ出し、企業利益に貢献してまいります。

【主な業務】

- 就業規則・賃金規程 他 人事制度の作成
- 労働者派遣事業の申請手続
- 労働・社会保険の事務手続
- 各種助成金の支給申請手続
- 労務監査・コンサルティング
- 労働紛争の未然防止・自主／早期解決・あっせん／調停手続 など

労使間のトラブルは事前の準備が大切です。

最近では、解雇や残業代の未払いなどをめぐった労使間のトラブルが急増しています。貴社では、「従業員から訴えられた」「覚えの無い未払金があると言われている」「解雇予告手当や慰謝料を支払えと乗り込んで来られた」といったことでお困りではありませんか？

当事務所ではこのようなトラブルについても、専門家の視点、かつ、第三者の冷静な視点で早期解決のお手伝いをいたします。

また、今は労使間の関係が良好であっても、世の中に離婚・疎遠・喧嘩がある以上、トラブルの未然防止のためにある程度の決まりごとを用意しておくことは必要です。怪我をすれば治るまでに時間がかかります。痛くて辛い思いをしないためにも事前の準備は不可欠なのです。

トラブルの予防・解決のことなら経験、実績ともに豊富な当事務所にお任せください。

事務所理念



会社の規模は関係なく、経営者の皆様は常に孤独なのではないかと思えます。「社内のことに詳しくて、信頼でき、相談しやすい社外の人間」それが我々社労士の立つべき位置であると考えます。メンタル面で支えとなりますから、自分は一人きりじゃないと安心していただきたい。会社をより良くしたいという同じビジョンを共有する同志であり続けたいと思えます。

当事務所が考えるサービスとは、会社の従業員規模や今後の人事戦略を考え、そこから予測される新たなリスクやそれを回避する準備など先手先手でアドバイスする・・・いわゆる「かゆいところに手が届く」サービスです。

また、フットワークが軽いと良く言われます。例えば、従業員の方から内容証明が届いた場合などは早急(一定の期間内)に返事が必要なることもありますから、何よりも迅速に行動しなければいけません。どれだけレスポンスを早く返せるかがお互いの印象を左右する場合もあると思います。趣味のバイクも緊急時の移動には力を発揮します！



Yoshikawa Toru
吉川 徹

昭和47年12月30日生まれ
小売業・飲食業・教育業の人事責任者として会社員時代に社会保険労務士資格を取得。
平成20年に吉川社会保険労務士事務所を設立。同年5月特定社会保険労務士付記。セミナー多数実施、労働組合対応、労働紛争対応など経験。